

「大和市人権指針」（改定案）に対するパブリックコメントの実施結果

■ 公募手続きの概要

- 意見募集期間 : 平成28年3月1日（火）から3月31日（木）まで
- 意見提出方法 : 持参、郵送、ファクス、電子申請（氏名、住所、意見を明記）
- 周知方法 : 広報やまと（3／1号）、市のホームページ（3／1～3／31）
- 公表した資料 : 大和市人権指針（改定案）
- 資料閲覧場所 : 市役所1・2階、各コミュニティセンター、各学習センター、
渋谷分室、各連絡所

■ 意見提出者と意見数 2人・2件

■ ご意見と本市の考え方

ご意見の概要	本市の考え方
高齢者や障がい者に対して支援や保護するだけでなく、社会参加を促す視点も必要ではないでしょうか。	高齢の方の人権課題としては、「誰もが生涯現役として、自ら選択し自分らしい生活を送り、活躍できる社会にすること。」と明記いたしましたが、障がい者に対する記載がないため、「障がいのある方が、主体的に社会参加できるように支援を進めること。」と追記し、施策の充実に努めてまいります。
昨今職場における「パワーハラスメント」「モラルハラスメント」「マタニティハラスメント」の問題が注目されており、是非個別課題の一つとして取り組んでほしいと思います。	職場におけるさまざまなハラスメントの根絶に向けた取り組みは、安心して働き続けるための環境整備として必要な対策であることから、5 男女共同参画にかかる人権課題の（5）男女ともに働き続けるための環境整備に、人格や尊厳を侵害する職場におけるモラルハラスメントやパワーハラスメントの根絶に向け、引き続き取り組むことが必要であることを追記し、施策の充実に努めてまいります。